

第170回 臨時国会

文教科学委員会 2008年11月13日

林久美子君 おはようございます。民主党の林久美子でございます。

この度は塩谷大臣、そして副大臣、政務官の皆様、御就任おめでとうございます。

先日、大臣の方から早速所信のごあいさつを賜りまして、本日はそのごあいさつの中にもありました、主に認定こども園について、早速ではございますけれども、お話を伺ってまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

まず、先日のごあいさつの中で、大臣このようにおっしゃいました。「こども交付金の創設による認定こども園の緊急整備など幼児教育の振興を図ります。」というお話がございました。ちょうど二年前、この本委員会で認定こども園法案というものを審議をいたしました。これは今更申し上げるまでもなく、保育所は厚労省、幼稚園は文科省という縦割り行政の中で、待機児童がいつまでたっても解消しない、一方で幼稚園では空き教室が目立ってきている、そして、何よりも就学前の子供たちに質の良い教育、保育を提供していくべきであるというようなことから、こうした法案の審議が行われたわけでございます。

私にも今現在、私的なことで恐縮なんですけど、六歳になる息子がおりまして、朝お弁当を作って子供を起こして幼稚園まで送って行って仕事をするという生活をしておりますけれども、女性が仕事を続けながらなおかつ子供を産み育てる、できるだけ安心してそうしたことに向き合っていくというのは非常に大切なことでもあるし、一方で難しいことでもあるなというのを実感しているところでございます。

働く女性の育児休業の取得率が七〇%を超えたというふうに言われています。これだけ聞くと、随分仕事と家庭の両立が女性にとってもしやすくなったんだなというような感じがするかと思いますが、実態は、釈迦に説法で恐縮ですが、第一子の妊娠出産に伴って六割強の女性が退職をしております、残った三割の女性社員のうちの七割が育児休業を取得している。ですから、結婚や妊娠をする前の女性社員の総数から考えると、いまだまだ二割の方が育児休業を取得しているにすぎないという状況にございます。

働き続けるにも、これは私自身も実感したことでございますが、保育所が何せ足りない、待機児童になってしまうと。今も全国で二万人の待機児童がいるというふうに言われています。潜在的なニーズというのを考えれば、実数というのはいくら多いのではないかなというふうに思っております。一方で、先ほども申し上げましたように、幼稚園では空き教室が目立ってきていると。およそ三割の幼稚園ではもう定員割れが起きているというお話もございます。

ふと原点に立ち返って考えてみますと、幼稚園と保育所の違いは何だろうか。これは保護者が、簡単にいえば共働きかそうでないかということによって居場所が分けられている。ということは、女性がいったん仕事を辞めた場合は子供を幼稚園に入れる。子供が年中さん、年長さんになってちょっとしっかりしてきたからまた仕事に復帰をする。そう

したら今度は保育所に入れ替えなきゃいけない。子供の居場所が保護者の就労形態によってころころ変わってしまう。あるいは所管省庁で申し上げれば、厚労省と文科省で違うと。その内容も、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設、幼稚園は教育施設であるというふうにされているわけです。

実際にそこで行われている教育と保育に幼稚園と保育所で違いがあるのかというと、幼稚園の指導要領とか保育所保育指針は内容をきちっとすり合わせて行われていますので、基本的には非常に類似したことが行われている。保育時間で見ると、幼稚園は四時間、保育所は八時間が原則ですが、幼稚園でも実態は預かり保育をしていて、かなりその実態というのは近づいてきているというのが現状です。ですから、いわゆる文科省と厚労省の二元行政というのは私はもう限界に来ていて、これはそろそろ見直さなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。

実は、私たち民主党は、かねてからこの幼保一本化というのを主張してきているんですが、この議論というのは実は帝国議会の時代から行われてきました。昭和二十一年八月十日の帝国議会、衆議院の予算委員会での議論をちょっと御紹介させていただきたいと思えます。

ある委員の方がこう指摘されています。「この際、私はもっと大きな面から、幼稚園も託児所も保育の面で内容は本当に同じことをしているのでありますから、これを一つにして子供を育てていただきたい」ということをもう当時からおっしゃっているわけです。今から六十年以上も前からの議論です。こうした議論については与党の中にも、幼稚園と保育所を一元化したらどうだと、以前文科大臣をなさった方もおっしゃっているという発言は聞いたことはございますけれども、非常に昔からこういう議論が行われてきていると。そういう中で二年前に認定こども園というのができたわけです。

当時の初等中等教育局長は、およそ千の施設がこども園として認定されるのではないかと法案審議のときに御答弁をされています。そこで二年がたった今、子供たちにとって質の良い就学前の居場所となるように、また保護者の子育て支援の拠点ともなり子育てを全面的に応援していく施設として、じゃ一体どれだけの施設が認定こども園になっているのかと、まず現状を教えてくださいたいと思えます。

政府参考人（金森越哉君） 認定こども園の認定件数でございますが、平成二十年四月一日現在、全国で二百二十九件ございまして、十九年の九十四件から百三十五件増加しているところでございます。

また、その類型ごとの内訳を申しますと、いわゆる幼保連携型が百四件、幼稚園型が七十六件、保育所型が三十五件、地方裁量型が十四件となっているところでございます。

林久美子君 非常に増えているとおっしゃれば増えているようにも聞こえるんですが、何が申し上げたいかということ、当時千と言っていた目標の、今二百二十九件ですよ、四

分の一にも達していないわけですね。ということは、当初思っていたほど認定こども園に手を挙げる施設がないということなわけです。この理由を一体どのように文科省はとらえていらっしゃるのか、大臣にお伺いしたいと思います。

国務大臣（塩谷立君） 認定こども園の認定件数が目標より少ないというお話でございます。我々もその点は十分に把握しながらできるだけ目標に向かって努力をしてまいらなきゃならぬと思っておりますが、今局長の方から御報告がありました。昨年、今年と、少しずつ増えておまして、一応こども園の制度については高い評価を得ておりますが、一方で、施設や地方公共団体からは、財政的支援が十分ではない、同時に、会計事務処理の簡素化が求められるなど、様々な課題や要望が持ち上がっておりますので、それに対して我々としては、基本方針二〇〇八と五つの安心プラン、あるいはこども交付金の導入などを盛り込んで、今後、文部科学省及び厚生労働省と二十一年度概算要求において緊急整備のための経費を要求しているところであります。

林久美子君 現場の方からは財政的な支援が十分でない、事務手続が非常に、まあ簡単に言うと面倒くさいというんですかね、複雑で煩雑だというような御指摘が挙がっているということでございまして、実は二年前の審議のときからこれはずっと指摘してきたことなわけです。

要はどういうことかという、この認定こども園というのは、先ほど御答弁いただきましたが四類型ありました。幼保連携型、幼稚園の認可を取っている、そして保育所の認可も取っていると、それが一緒になってやっていく幼保連携型こども園。二つ目が、幼稚園の認可は持っている、保育所の認可は取れていないけれども、機能としては兼ね備える幼稚園型こども園。そして三つ目が、保育所の認可はもっている、でも幼稚園の認可は取れていないけれども、幼稚園の機能は持っているという保育所型こども園。そして最後に、地方裁量型こども園、これはいずれの認可も受けていないという認定こども園。この四類型に分かれていたわけです。

当時の最大の問題は、その認可を受けた部分しか財政的な支援が受けられないということでした。こうしたことからということが懸念をされるかということ、やはり利用者の費用負担が高くなって跳ね返ってくるという問題。あるいは施設が回っていかなくなるという問題。お財布の出口が文科省と厚労省とそれぞれ二つあるので、当然書類は二種類書かなくちゃいけないと。子供たちに質のいい教育、保育を提供しなくてはならないという大前提の中で、この二重の事務手続、監査もそうですけれども、やり方が違うわけですね。どうやって対応していくんですかということ、これは重ねて何度も質問をしてきた問題なんですね。それがいまだ未解決のままここまで来た。

そうした中で、今お話しいただきましたこども交付金というのを今回概算要求に上げていらっしゃるわけでございますけれども、じゃ、このこども交付金制度をつくることで、

これらのいわゆる現場にとっての大きな課題となっているものについて、これはすべて解決されるのかどうか、この点を教えていただきたいと思います。

国務大臣（塩谷立君） 今御指摘のとおり、予算についても十分な支援が行われてなかったということで、今お話があった認可外の部分にも支援をするということを盛り込んだ二十一年度要求になっておりまして、この財政支援によってその設置が促進されるものと思っております。

そして、この支援策のうち施設整備補助金の一部が今回の一次補正において前倒しで措置されるということで、また、新たな生活対策においても安心こども基金による子育て支援サービスの緊急整備の一環としてこのこども園の充実を図ってまいりたいと考えております。

林久美子君 私は、その課題がすべて解決できるのですかということ伺ったわけでございます。一次補正に文科省さんの方では四億円、厚労省さんの方は十七億円でしたっけ、こども交付金、一次で付いているというのは伺っております。こども基金のことも後ほど伺います。

しかしながら、その二重行政が現場の混乱を招いているわけです。機能部分に付くというのは私は非常にいいことだと思うわけです、財政的な支援のウイングが広がるわけだから。いいことだとは思っただけけれども、じゃ、果たして本当にそれで事務手続の煩雑なものが一つにきちっとなるのかとか、機能部分にしっかりとした本当に十分な補助が出されるのかということは、これは順次ちょっと伺っていききたいというふうに思います。

今お話しいただきましたこのこども交付金というのはあくまでも総称だそうですね。この中で、今回の今お話しいただいた機能部分にお金を出すという部分は新規の補助金であるというふうに伺っています。認定こども園施設整備等補助金というのが一つ、そしてもう一つは認定こども園事業費補助金というものに分類されて、それが文科省と厚労省の幼保連携室、これは場所は別々にあるんですね。場所は別々にあるけれども、同じ名前の幼保連携室のもので一元的に支給されるというのが多分最大のメリットだと、機能部分に付けられるのがいいんだとおっしゃりたいんだと思うんですが、では伺います。この二種類の補助金は具体的に何にどのように使うことができるんでしょうか、教えてください。

政府参考人（金森越哉君） 二十一年度概算要求におきましては二つの補助金創設を要求しているところでございます。

一つは認定こども園施設整備費補助金でございます。これは幼保連携型となるための幼稚園又は保育所の施設整備費を幼保の枠組みを超えて創設いたしますほか、新たに、これまで補助対象となっていない幼稚園型となるための調理室や乳児室の整備や、保育所型となるための教室整備等を支援することを考えております。

二つ目は認定こども園事業費補助金でございます。これは、これまで補助対象となっていない幼稚園型認定こども園の保育所機能、保育所型認定こども園の幼稚園機能への事業費、すなわち人件費や保育、教育に係る事業費等の支援などを行うことを予定いたしているところでございます。

林久美子君 前段の施設整備補助金はどちらかというとハードの支援、二つ目の事業費補助金については人件費も含んでの機能的な部分についてのいわゆる補助と、これは幼保連携型に限らずということかというふうに思います。

それでは、先ほどの、冒頭の御答弁でもいただきましたが、まだまだ幼保連携型が少ないという中で、じゃ、実際にこの補助金を受けて、例えば施設整備補助金を受けて幼保連携型にならなきゃいけないわけですね、それを目指していくわけですから。それを実現するまでの移行期間をどれくらい考えていらっしゃるのかと。例えば、うちもやりたい、うちも欲しいとたくさん手が挙がってくるということのは考えられるわけです。そうしたら、優先順位として、みんなにはいどうぞというわけにはなかなかいかないと思うんですけども、何をもち優先順位を付けていかれるのか教えてください。

政府参考人（金森越哉君） 二十一年度概算要求におけますこの新規の補助金につきましては、将来的には幼保連携型への移行を促進することを想定して要求しているところでございますけれども、移行期間をどのように設定するか、またどういったものを優先するのかという御質問でございますけれども、そういった新たな補助金の補助条件につきましては、今後、関係省庁とも調整しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

林久美子君 補助の条件がまだ決まっていないということでございます。

私はいつも思うんですね。文科省さんも一生懸命頑張ろうとされていると、子供たちにとってより良い教育、保育を提供するためにどういったことが今現場で求められているのか、そのためにはどのように対応していったらいいのかと、多分同じような気持ちで考えていらっしゃるんだと思うんです。ただ、いつもなかなかその思いがかなわないと。そのきちつとしたいわゆる制度設計が見えてこないわけです、概算要求に関してもね。今だって、補助要件はこれからですという話でした。

でも、本来であれば、こういう政策目的を実現をするためにこれとこれとこれとこういうメニューが必要です、ついてはこれだけの手人も必要です、単価はこれぐらい掛かります、それを積算していくとこういうふうになります、移行期間はこれぐらいです、これぐらいの要件を満たしているところにはこういう支援をしていきたいと、だから総額でこれだけ必要なんだというふうに示して初めて財政当局を納得させることが私はできると思うんですけども、いまだにこうやって、補助要件はこれからです、移行期間これからです、

具体的な話はこれからですという状況できちっとその話ができるのかどうか。この辺り、大臣いかがでしょうか。

国務大臣（塩谷立君） 今御指摘の点については、私どもも鋭意検討している中で、いろんな時間的な制約もあってすべて細かいところまで決め切れない部分もあるのは確かでございますが、目標としてある程度、例えば二千の認定をしようとか千の認定をしようとかという目標を持っている中で、概算、まさに概算というかある程度の予算を確保しなければならぬのも現実でございますので、そういった点で私どもはこの幼保の連携でこども園を認定したいという方向性を持ってしっかりと予算を獲得する。

これについては、今課題がそれぞれ挙げられましたが、少しでも今までの予算措置に不足な面、あるいは不備な点を一つ一つクリアにしていく方向の中で今検討しているわけでございますので、そこら辺のところは御理解いただくと同時に、基本的にいわゆる幼保の問題は、先ほどお話ございましたように、戦後すぐからの話があって、これはなかなか大変なことでございますので、またいろいろな先生方の御協力を是非いただきたい。今までの歴史的な経緯の中でやっとかども園の創設ということがここで実現したわけでございますから、それにまた努力をしてみたいと思っております。

林久美子君 六十年掛かってようやくここに至っているということかというふうに思いますけれども、要は、決意だけでは物事進まないと思うんですね。やっぱり積み上げていくことが非常に大事であると。それは、国民の皆さんもそうですし、あらゆるところがきちっと納得できる積み上げでなくてはならないと。それが明らかにされないままで、こういうことをやりたいからこれぐらい下さいとか、子供がおやつ買いたいからママお小遣いちょうだいよみたいな話では困るわけです。子供たちの未来が懸かっている話なので、そこら辺はもっと緻密に制度設計をしていただきたいと。

人件費についても、大体一人当たり幾らぐらい出すのか、あるいは施設の、これは大体決まっているというふうに伺っていますけれども、大体一件当たりどれぐらいの補助を出していくのかということもちょっと今お話しできるところがあればお話しいただきたいというふうに思いますのと、あとそれから、先ほど申し上げましたように、認定こども園が進んでいかない最大の理由は二元行政にあるわけです、二元行政に。このこども交付金をつくりました、保育所型が幼稚園の認可の取得を目指して頑張っていますというときは、いわゆる厚労省からの補助金とこのこども交付金からと二つ受けるわけです。二つのお財布は変わらないわけです。これは逆に、幼稚園型こども園が保育所認可を取ろうと思っているときにも、文科省からの補助金とこども交付金からお金をもらおうと。二つのお財布ということは変わらないわけです。

だから、私、先ほど大臣に伺ったように、このこども交付金をつくることで機能部分にお金が出せるというのはいいことでしょうけれども、二つのお財布ということに変わりは

ないわけですから、この点についてはしっかりとどのように取り組んでいかれるのかというのはちょっとお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

国務大臣（塩谷立君） 今回新設する認定こども園の施設整備費及び事業費補助については、幼稚園、保育所の枠組みを超えた補助金制度として新たに一本化するという方向で、今補助金の申請、支給窓口もそのように考えているところでございますが、一方で、認定こども園を構成する幼稚園や保育園への運営費あるいは従来私学助成や保育所運営費負担金による支援は今までどおり行うことなものですから、新しい補助金については一本化することになっております。

まだそういう点では問題は残っておりますが、そこら辺は今後また検討していかなくやならぬと思っておりますので、是非また御理解をいただきたいと思っております。

林久美子君 ですから、結局その二つは二つのままで変わっていないということなわけですね。二つの窓口に申請しなきゃいけないことも変わらないし、だから……（発言する者あり）でも、幼稚園の認可を受けているところは文科省からももらうわけでしょう。

国務大臣（塩谷立君） 今までの運営費とか私学助成。だから、新しい補助金については一本化という。

林久美子君 それは分かっています。だから、新しく機能部分から認可を取ろうとしている部分は一つから出てくるけれども、旧来のところで認可を持っているのは、そのラインはそのまま残るわけだから、結果的には二本ですよということも申し上げているわけですね。結局二本のままなわけですよ、そういう意味では、これめでたく幼保連携型になりましたといったらまた文科省さんと厚労省さんから、二本のラインは変わらないわけで、だから本当にこれで変わるのですかということをお伺いしているわけですね。

今、大臣からちょっと具体的な御答弁いただけなかったもので、私の方からちょっと伺うというか、ちょっと議事録に残しておきたいので確認をしたいんですけども、今伺っている施設整備等補助金の経費単価ですけども、幼保連携型が大体一件当たり四千万円、幼稚園型が一件当たり一千万円、保育所型が一件当たり三千万円で、人件費については非常勤の職員さんを週に三回雇える程度は見込んでいるというような話を伺っているけれども、これは間違いありません。

政府参考人（金森越哉君） 認定こども園施設整備費補助金の二十一年度概算要求の予算積算上の単価につきましては、今御指摘のあったとおりでございます。

林久美子君 分かりました。何せその二元行政は変わらないということで、私としては、

そこの根本的なところを正さないとなかなか思うように進んでいかないんじゃないかなという懸念は依然として残っているんですけども。

もう一つ、二つお財布が残るということと、地方裁量型こども園に何にも手が着いていないと。この問題も非常に大きいと思っていますので、まずちょっとその問題意識だけは提起をさせておいていただきたいというふうに思います。

あわせて、文科省と厚労省による認定こども園制度の普及促進等に関する検討会というのが設置されているかと思えます。七月二十九日付けの資料で、「運用改善等」という項目でこんな記述があるんですね。「認定こども園を構成する認可外保育施設の児童に対する災害共済給付適用について、認定こども園の制度改善・制度改正とあわせて検討」という記述がございます。

この認定こども園の審議をしたときに、二元行政だという課題と、もう一つ大きなテーマになったのが、いわゆる子供たちの命をどうやってきちっとひとしく守っていくのかということでした。御存じのように、日本スポーツ振興センターの災害共済給付というものの適用の対象は認可のある幼稚園と認可を受けている保育所ということで、認可外の保育施設の子供たちは対象になっていなかったわけですね。だけれども、国が認定こども園という制度をつくったわけだから、地方裁量型こども園も含めて、認可を受けていない施設に通う子供たちも認定こども園に通う限りはちゃんとこの災害共済給付の適用を受けられるようにしようではないかということで、当時参議院では十二項目附帯決議を付けたんですけども、この災害共済給付業務についても附帯決議に入れました。どんなふうに入れたかといいますと、「すべての認定こども園において事故等の際の補償が円滑に行われるよう、その支援に努めること。」というふうに文言を盛り込みました。

では、果たして二年たってもいまだに検討会でこういうことが議論に乗っていると、要するに実現していないわけです、附帯決議に入れても全く動いていないと。しかし、やっぱりこれ子供の命にかかわることですので、しっかりとこの部分については手を打っていかなくちゃいけないというふうに思っております。これ、いつまでもずるずるとやる話でもないで、これは大臣の是非リーダーシップで早期に結論を出していただきたいと。

いつぐらいまでにこの災害共済給付の業務について結論を出すつもりでいらっしゃるのか、これ、その文書にも検討すると書かれているわけですから、しっかりとその部分について、大体これぐらいをめどに結論を出していきたいということを含めてお答えをいただきたいと思えます。

国務大臣（塩谷立君） 今御指摘の件につきましては、その趣旨を踏まえて現在認定こども園制度の普及促進等に関する検討委員会で検討を進めているところであり、またこれについては、認定こども園普及促進のための制度改正の検討と併せてということになっておりまして、この制度改正をどういうふうにするかという、ある面では根本的な議論と併せて行っておりまして、期限としましては今年度中に結論を得るということになっており

ます。

林久美子君 では、今年度中という明確なお答えをいただきましたので、これは附帯決議にもきちっと入れていることですので、是非実現に向けて、同じ認定こども園に通っているのに、保護者からしても子供からしてもですけども、何かあったときにちゃんと補償が受けられないというのはやっぱりおかしいと思うんですね。だから、きちっとその部分はひとしく命が守られるように、是非、災害共済給付の適用対象に入れていただきたいということをお願いを申し上げます。

それから、もう一点なんですが、経済財政諮問会議がございまして。この経済財政諮問会議の五月の会議の中で認定こども園について議論がされているわけですので。文科省と厚労省の二重行政の問題ということで、手続、監査の重複というのが指摘されています。

この点についても、先ほど申し上げましたように、この委員会でも十分に議論し、結局解決を見なかったのが、今後の課題の積み残しという形で附帯決議に挙げたわけですね。その附帯決議の五として、「幼稚園と保育所の連携を一層強化するとともに、認定こども園に関する国、都道府県、市町村における事務の手続を一元化するよう適切な措置を講ずること。」というふうに盛り込んでおります。これももう二年前にやっているわけです。いまだに書類も一つになっていない、窓口もごちゃごちゃになっていると。しかも、お金の会計監査についても非常にやり方が違って混乱をしているということも伺っております。

この二年間、認定こども園はもう走っているわけです。じゃこの間、文科省は一体何をしてきたんだろうかというのを私は率直に思うわけです。こうした事務手続的なものも含めた一元化、これはもう現場からも要望として上がってきていることですが、これについてはどういうふうに取り組んでいかれるおつもりなのか、大臣、御所見を伺わせてください。

国務大臣（塩谷立君） 認定こども園制度の運用改善につきましては、先ほどお話ございましたように、本年七月末に文部科学省と厚生労働省の局長検討会において具体的な改善方策を取りまとめたところでございます。その内容については、会計処理の改善、財産処分手続の簡素化、制度の普及啓発等、申請手続等の簡素化、監査事務の簡素化等が織り込まれており、既に財産処分手続の簡素化については措置したところでございます。

また、先ほどお話を申し上げましたが、概算要求を行っているこども園の新たな補助金については、文科省あるいは厚生労働省の補助制度一本化を図って一体的運用を行うこととしておりますが、会計処理の簡素化その他の改善方策についても現在検討を進めているところであり、速やかに実施できるものから順次進めてまいりたいと思っております。

林久美子君 検討中という言葉ばかりがやっぱりどうしても並んでしまっていると。だ

から、事務手続の簡素化、監査事務の簡素化、事務手続の簡素化なんといったらもう簡単なわけです。やる気になれば、文科省の担当者の方と厚労省の担当者の方が同じ書類を作ればいいわけですよ、一つのフォーマットでまとめればいいわけです。もっと言えば、幼保連携推進室だって一つのところでやればいいわけです。これ二年前にも同じことを言っているわけです。検討します、検討します、検討しますですずっと来て、まだ検討している。一体いつになったら結論が出るんですか。

大臣、いかがですか。これ子供たちの教育の根幹にかかわる問題なんです。子供たちに接する人たち、設置者の人たちが混乱するような、こんな状況が続いていいわけがないんです。大臣、これいつまでに結論を出されますか。いかがでしょうか。

国務大臣（塩谷立君） そのとおりだと思っております、私もしっかりと進めてまいりたいと思いますので、努力してまいります。よろしく申し上げます。

林久美子君 進めてまいる。いつまでにですかということ伺っているんですが、多分、そのお答えがいただけないということは、いつまでと言えないということなんだと思います。ということは五年先かもしれない。それこそまた六十年ぐらい先かもしれない。でも、これは子供を置き去りにした議論なんです、やっぱり。これは、あくまでも文科省さんと厚労省さんのそれぞれのプライドがあったりいろんな権限があったりという中で相入れないものがあるのかもしれない。だからこそ私たちは一本化をすべきだと、一元化をすべきだということを申し上げているわけです。

話は多少ちょっと前後しますけれども、もう私たちは正直言って、子供政策にかかわるところは一つの省庁でやるべきだと思っています。ノルウェーなんかでは子ども・平等省ってやっていますけれども、要するに、女性の働き方みたいなものを含めてかかわってきますが、今は教育は文科省、保育は厚労省、通学路の安全は国土交通省、塾は経産省、何か事件があったら警察みたいな縦割り行政の中で子供たちが非常に被害に遭っていると私は思っています。

ですから、いきなり省をつくる、なかなか難しいと思います。ただ、少なくとも認定こども園に関しては、せっかく同じ土俵にのってやろうとしているわけですから、取りあえずいったん内閣府に移管をして、そこでやっぱりやっていった方が私はいいいんじゃないかと思うんですけれども、大臣、非常にお答えにくい立場かとは思いますが、これ本当に子供たちのためを思って、どのように考えていらっしゃいますか。

国務大臣（塩谷立君） 私自身も一元化してやるべきだということは当然考えておまして、特にいわゆる幼稚園、保育園については、やはり年齢別のいろんな指導、保育のことは決めて、あるいは財政的な措置も決めて、いわゆる幼稚園と保育園ではなくて、やっぱり年齢に応じてこうやるべきだということを基本的に決めてやるのが大事だと思って

おりまして、そのようにこの幼保の一元化に向けたこども園だということを認識しながら今努力をしておりますので、まだまだ追い付かない点がありますが、私もこういった事務的なことも含めて、しっかりと今後できるだけ速やかに実現できるように努力をしてみたいと思います。

林久美子君 速やかに実現という御答弁を何度も何度もいただいたような気がするんですけども。

結局、さっきも申し上げました幼保連携型になっても二つの財布から補助金が出てくるのは変わりませんねと。こども交付金をつくりました、機能の部分にお金が出せるようになりました。でも、認可をもらっている部分と機能をいただいている部分と、やっぱり補助金の出口は二つなわけです。二つであるということは書類も二つなわけです。だから、やっぱり一つのお財布できちっと現場のニーズにこたえられるように。あるいは、まだあるんですよ。認定こども園でも就園奨励費をもらえる親がいたりもらえない親がいたりするわけですよ、類型によって違っていたりとか。これだけ差があるのはやっぱりおかしいわけで、それを解消するためには、一元化以外、私はもう道はないとっておりますので、これはやっぱり非常に大局的な大きな視点に立って、是非これについて前向きに政府の皆さんにも取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。

今、大臣図らずもおっしゃいました、その年齢に応じた教育、保育だというお話がございました。

私、以前から申し上げているんですが、就学前の子供たちは、特に四歳、五歳児、六歳児は、保護者の就労形態によって幼稚園か保育所かわっていると。幼稚園は教育ですよ、保育所は保育だと言われる。だけれども、小学校で考えてみてください。小学校一年生、小学校二年生、保護者が共働きかそうでないかによって学ぶ教室が違いますかと、学ぶ学習内容が違いますかといえば違うわけですが、同じなわけですが。年齢に応じた適切な教育と保育を受ける権利が子供にはあるんですよ。だから、そっちに軸足を置いて、是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと今日は時間もありませんので、本当はこども基金についても伺いたかったんです。この基金の内容は、私が伺っているところによると、こども交付金について使えるのと全く同じ使い方だというふうに伺っておりますけれども、それでよろしいんですよね、文科省の方。よろしいんですよね。一言だけお願いします。

政府参考人（金森越哉君） 先般取りまとめられました生活対策における安心こども基金、仮称でございますが、この設置による子育て支援サービスの緊急整備には認定こども園の拡充が含まれてございます。

林久美子君 この認定こども園の拡充というのは、いわゆる機能部分にも支給ができる

と、施設整備に関してというふうに伺っていますし、人件費にも使えるんだということでもよろしいんですね。

政府参考人（金森越哉君） 御指摘のとおりでございます。

林久美子君 ありがとうございます。

では、もうちょっと時間もございませんので、最後にちょっとどうしても伺っておきたかったので、認定こども園についてはこの辺りにして、とにかくきちっと一元化を進めてくださいと、お財布は一つにしてくださいと重ねて申し上げまして、次のテーマに移りたいというふうに思います。

発達障害者の就労支援についてでございます。

発達障害という障害についての認識が少しずつ広がってきたのはつい数年前のことだと思います。でも、本当にそういうお子さんはたくさんいらっしゃるし、そういうお子さんもすごく上手に適切なかわり方をしていけば能力が発揮できるんだということもよく分かってきている。そうした中で、私の周りにもこういうお子さんを抱えた方というのは実はたくさんいらっしゃるんですね。

皆さんおっしゃるのが、教育課程は、大分学校教育法も改正されて特別支援教育というのも始まりましたね。まあ十分だとは言えません、当然言えない、いっぱい課題はある。だけれども、学校を卒業してからの進路がとっても心配だということを皆さんおっしゃいます。知的障害をお持ちの方、あるいは身体的に障害をお持ちの方は、いわゆるその、何というのかな、きちっと就労がある程度法的に守られるところもあるんですけども、この発達障害に関してはまだそこが手が付いていないわけです。やっぱり親として一番心配なのは、この子が自分たちがいなくなった後も自立してちゃんと生きていけるだろうかと、これがすごくやっぱり心配されるわけですね。

そうした中で、これは厚生労働省の方にお伺いしたいんですが、平成二十一年度の概算要求の中で、障害者の雇用を促進するため、大企業は一人当たり年間五十万円、これは発達障害ですね、中小企業は一年半で九十万円を助成して新規雇用の実現を目指していくというお話を伺いましたけれども、これはちょっと正式なお話としてまだ伺っていないので、これは事実としてこれでよろしいのでしょうか。

政府参考人（岡崎淳一君） 二十一年度概算要求の中身でございますけれども、今先生がおっしゃいましたように、発達障害の方々につきましての就労支援はそれなりにやってきておりますが、やはり企業におきまして雇用管理につきましてどういう配慮が必要か、そういったところをきちっとやっていかないとなかなか御指摘のような形での雇用率への算入その他、難しい部分があります。その環境整備も含めまして、まず企業におきます雇用管理をきちっとやっていくと、そのモデル事業という形で、今御指摘がありましたよう

な形で発達障害者を受け入れて雇用管理について様々な取組をしていただく企業に助成金を出すと、こういうことを考えているところでございます。

林久美子君 先取りでお答えをいただいております。

そうなんです。要は、法定雇用率一・八%というのがございます。この発達障害者というのが義務化の対象とされていないわけですね。今は身体障害者、知的障害者の方が義務化の対象となっていちゃいますけれども、また、そういう意味では精神障害の方もなっていないという中ではございますけれども、やっぱり私はこれ将来的には発達障害者の方もちゃんとこの法定雇用率の中に入れるべきだというふうに思っているわけです。

今回、二十一年度概算要求でのせられました。大体何人ぐらいを想定していらっしゃるのか。将来的に今回このモデル事業としてやっていただくんだというお話がありました。その先にはちゃんとこの法定雇用率の中にも含めるんだというのは選択肢として当然あるんだと考えていますけれども、いかがでしょうか。

政府参考人（岡崎淳一君） まず、二十一年度概算要求の人数でございますが、現在八口ワークを通じて発達障害をお持ちの方の就職というのは、まだ百数十名でございます。予算要求は、これは少しは増えるだろうということで一応二百名を想定して予算要求をしているところでございます。

いずれにしても、雇用率の対象にするかどうかということにつきましては、ある程度、企業の方でこういう職域でありますとかあるいはこういう雇用管理をすれば雇えるというような方向性を私どもも示していかないと企業の方へなかなか義務付けられないという問題が一つと。それからもう一つは、雇用率の対象とする場合にはやはり対象者をきちっと確定しなきゃいかぬという部分があります。

発達障害については、先ほど先生もおっしゃいましたようにまだ新しいというか分かり始めたところで、その辺の状況もなかなか難しい面があります。発達障害者支援法も三年前にできてまた見直しの議論等もあるというふうに思いますが、そういう状況も見ながら雇用の分野でどういうことをしていく必要があるのか、あるいはその雇用率の問題も含めまして、将来的に検討させていただきたいというふうに考えております。

林久美子君 そうなんです。専門の医師の方もまだまだ少ないという状況にございます。先ほど百数十人、現在というお話ありました。発達障害というのは今六%ぐらいの方がそうではないかというふうに言われているんです。ということは、いかにほとんどの方が就業に恵まれていないか、きちっと就業されている方も、当然分からないだけでいらっしゃると思います。けれども、まだまだ私はやっぱり絶対数として少ないんだと思うんです。けれども、きちっと自立できるわけだから、そういう道をやっぱり付けていくというのは非常に政治にとって大きな役割であるというふうに思っておりますので、モデル事

業をやっていただいて専門家の育成をし、企業にもいろんなノウハウを身に付けていただくことを進めながら、ちゃんと法定雇用率にも将来的には入れていくんだという方向で進めていただきたいと思います。

最後に一点、文科省さんに伺います。これ、是非大臣にお答えいただきたいというふうに思います。

ちょっと通告してなくて恐縮なんですけど、学校教育法の改正のときに特別支援教育というのをつくりました。就学前の教育、幼稚園とか含めて、あと学校の連携、特別支援学校との連携、大学との連携、その先に絵に描かれていたのは社会という輪があったわけです。

じゃ、文科省として、厚労省さんもそうやって企業の方の努力なんかもしていただけるということなんですけど、どうやって社会にこういう発達障害の子供たちをつないでいくべきなのかと、これ教育の立場から考えてどのようにお考えか、決意も含めてお聞かせいただければと思います。

国務大臣（塩谷立君） 今の点は大変大事な点だと思っております。私どもとしましては、いわゆる特別支援教育を推進する中で、やはりそれぞれの子供たちがしっかりと就労できるようにことを支援し、またそういった教育もしていく必要があると考えておりました、これについては進路指導の充実とか、あるいは労働者関係の機関と連携しながら、そういう点をしっかりとこれから取り組んでまいりたいと考えております。本当に大事なところで、私自身もまた勉強をし、頑張ったいと思います。

林久美子君 ありがとうございます。

本当に是非、子供たちというのは、私もそばで見ていると思うんですけども、本当に、本当に無限の可能性を秘めているんだと思うんですね。もう今更申し上げるまでもございませんが、やっぱりこの国の、日本の未来をつくるのは間違いなく子供たちなわけですから、そういう意味では、認定こども園の問題もこの発達障害者の支援の問題も非常に重要なことであると思いますので、どうか全力で引き続きお取り組みをお願いしたいと思います。お願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。